

別表（第3条関係）

事業区分、補助対象経費、補助率、補助限度額

事業区分		補助対象経費	補助率及び補助限度額
事業分野	事業メニュー		
<p><u>I 多様な担い手による賑わいの創出</u></p> <p>移住者や外国人など多様な担い手による出店を推進することで、新たな地域商業の担い手の確保を図る分野</p> <p><u>II デジタル化への対応</u></p> <p>利用者の利便性の向上や魅力ある商店街に向けてデジタル化への対応を図る分野</p> <p><u>III コアエリアの拠点機能の向上</u></p> <p>市町村による中心市街地（コアエリア）の活性化計画の策定や当該計画等に基づく取り組みを支援することで、総合的かつ計画的な取り組みを実施する分野</p> <p><u>IV 買い物弱者への対策</u></p> <p>買い物に不便を感じる住民や高齢者が地域で身近に安心して買い物ができるよう、取り組みを実施する分野</p>	<p>1. ミセづくり事業 （空き店舗出店者への創業支援、買い物空白地への出店支援等）</p> <p>2. モノづくり事業 （新商品の開発支援、地域ブランドの開発等）</p> <p>3. コトづくり事業 （集客イベントの開催、共同販促の実施等）</p> <p>4. マチづくり事業 （駐車場の整備、育児・交流スペースの設置等）</p> <p>5. ジョウホウづくり事業 （SNSを活用した情報発信、商圈調査等）</p> <p>6. ヒトづくり事業 （勉強会、研究会の開催、後継者の育成等）</p>	<p>1 報償費</p> <p>2 旅費</p> <p>3 需用費</p> <p>4 役務費</p> <p>5 委託料</p> <p>6 使用料及び賃借料</p> <p>7 工事費</p> <p>8 備品購入費</p> <p>9 その他知事が必要と認める経費</p>	<p>1. 補助率 補助対象経費の1/3以内（市町村が事業実施主体へ補助を行う場合、市町村補助額の1/2以内）</p> <p>2. 補助限度額 1,000千円</p>

※補助対象経費の詳細については、別に山梨県地域商業にぎわい創出支援事業費補助金実施要領で定める。